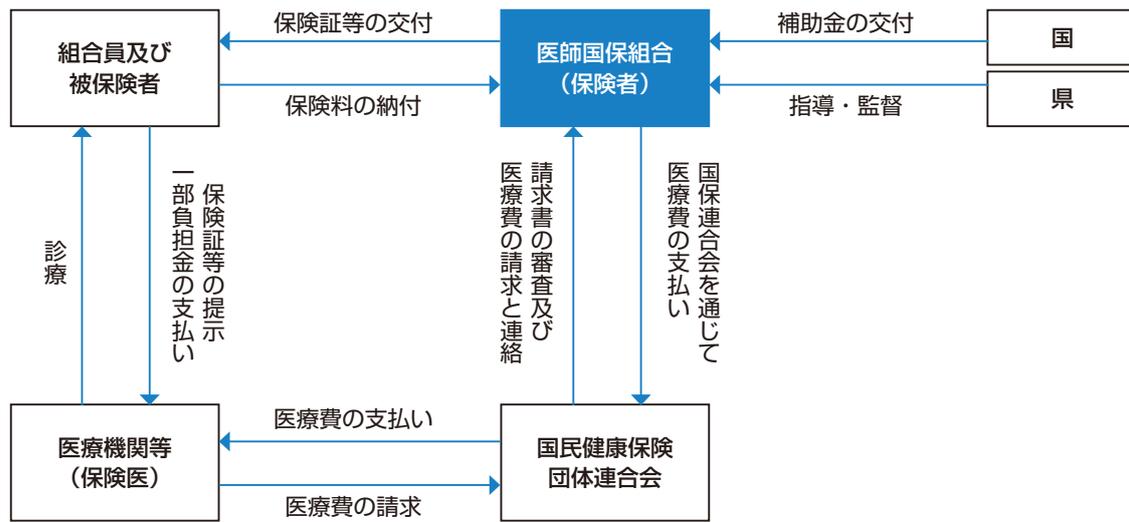


医師国民健康保険組合（医師国保）について

埼玉県医師国民健康保険組合（医師国保）は、国民健康保険法に基づいて、医療従事者である組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的として、昭和33年4月に設立認可された法人です。

当組合は、保険者であるとともに被保険者が医療従事者であり、また一方では医療を受ける側となる三様の立場を持つ特異な国保組合です。医療・福祉の事業に従事する組合員及びその家族の医療保障と福利厚生を担っています。

医師国保のしくみ



医療保険制度の種類

